○農林水産省告示第八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南巨摩郡早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、早川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南巨摩郡早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、早川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南巨摩郡早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、早川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南巨摩郡早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、早川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第五十一号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月十七日

経済産業大臣　林　幹雄

工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

一　登録認証機関の名称　インターテック・サーティフィケーション株式会社

二　登録更新年月日　平成二十七年十二月十七日

三　登録認証機関の所在地　東京都中央区日本橋堀留町一丁目4番2号　日本橋Nビル

四　登録の区分　A（土木及び建築）

五　認証を行う事務所の名称及び所在地

インターテック・サーティフィケーション株式会社

東京都中央区日本橋堀留町一丁目4番2号　日本橋Nビル

○国土交通省告示第五百一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道42号改築工事（冷水拡幅・和歌山県海南市冷水字大谷地内から同市藤白字西ノ谷地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　和歌山県海南市冷水字大谷、字十五、字口無、字西焼尾、字東焼尾及び字白紙並びに藤白字六本松谷及び字西ノ谷地内

和歌山県海南市冷水字西焼尾地先海浜地、字東焼尾地先海浜地及び字白紙地先海浜地

2　使用の部分　和歌山県海南市冷水字大谷、字十五、字口無、字西焼尾及び字白紙並びに藤白字六本松谷及び字西ノ谷地内

和歌山県海南市冷水字西焼尾地先海浜地及び字白紙地先海浜地

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県海南市冷水字大谷地内から同市藤白字西ノ谷地内までの延長1,100mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道42号改築工事（冷水拡幅）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道42号改築工事（冷水拡幅）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路及び迂回路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。